

一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月17日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 入札に付する事項

1	件名	路線バス仕様車（乗用車タイプ）
2	納入場所	岡山市内指定箇所
3	納入期間	令和9年3月31日まで
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受領した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	路線バス仕様車＜乗用車タイプ＞ 2台 （詳細は仕様書を参照のこと）
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。

2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和8年8月25日（火）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問（路線バス仕様車（乗用車タイプ））」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 確認先 086-803-1376 交通政策課
9	仕様書質問提出先	都市整備局 都市・交通部 交通政策課 Eメールアドレス koutsuuseisaku@city.okayama.jp FAX 086-234-0435
10	仕様書回答掲載期間	令和8年8月26日（水）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和8年8月26日（水） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和8年8月28日（金） 午後4時
15	開札日時	令和8年8月31日（月） 午前 9時 5分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。 <添付書類> ① 指名停止等措置状況調書 ② 納入物品明細書 <u>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
18	参加資格確認申請書類提出方法	確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（路線バス仕様車（乗用車タイプ））」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。 ※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。
19	参加資格確認申請書類受付期間	令和8年9月2日（水）午後5時15分まで （岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。） ※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類） 指定なし
4	営業所所在地要件	市内業者，市内扱い業者，準市内業者又は市外業者
5	その他	仕様を満たす物品を納入できること

4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜きの総額
2	同等品申請について	- 参考製品以外の製品で見積もる場合は、仕様書質問期間内に、公告文2-8，2-9に示す方法で申請を行うこと。 - 回答は入札・契約ホームページに掲載する。

物品の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
 - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
 - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。ただし、開札予定日時までに契約課に所定の入札書錯誤届を提出し、本市が錯誤と認めた入札書は無効とする。

- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
 - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
 - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
 - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退し

たものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札書に記名押印がない入札
 - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
 - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
 - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
 - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）

- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者として定めることができるものとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金が必要
詳細内容は、別紙1のとおり

11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

※お問い合わせ先

- パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること
岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話（0120）432-198（直通）
- ICカード及びICカードリーダーに関すること
コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。
- 入札、契約について
岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階
岡山市財政局財務部契約課 電話（086）803-1156（直通）

1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、^{*1}銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

2 契約保証金について

契約締結に当たっては、**契約保証金**が必要です。次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する ^{*1} <u>銀行又は市長が確実と認める金融機関</u> の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付 （納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

^{*1}銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その^{*2}契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

^{*2}契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。

路線バス仕様車（乗用車タイプ） 仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、令和6年3月に策定した岡山市地域公共交通利便増進実施計画に位置づけた支線系統の運行に使用する路線バス仕様乗用車（以下、「車両」という。）の調達について、必要な事項を定める。
- 2 調達する車両は**2台**である。
- 3 全ての車両は、完成後、道路運送車両法の保安基準、その他の法令等に適合するとともに、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）用の車両として登録されるものであること。
- 4 受注者は、仕様書の内容を吟味、了承し、不明な点は発注者に質問し、発注者の仕様による付属品及び装備品等の運用等を十分に認識したうえで契約を行うこと。
- 5 契約後に疑義が生じた場合は、全て発注者の解釈に従うものとする。なお、仕様についての説明及び補足説明並びに質疑応答に関する事項は、全て本仕様書の補完事項とする。
- 6 受注者は、契約後20日以内に発注者と細部について打合せを行い、打合せ後10日以内に、その内容についての記録を提出すること。なお、打合せ後、仕様に係る付属品及び装備品等に型式、形状等の改良、変更が生じた場合には、同等品以上の製品により代替可能とするが、製品、資料等を提示するとともに、事前に発注者の了承を得ること。
- 7 本件で調達する車両の所有者は岡山市、使用者は岡山市内の路線バス運行事業者（詳細は別途通知）とする。

第2 提出書類及び検査

- 1 受注者は、車両の製作に先立ち、仕様にかかる次の関係図書を発注者に提出し、担当者の承認を得ること。提出部数は各2部とし、1部は承認した旨を付して受注者に返却するので、製作の過程における基礎資料とすること。
 - (1) 工程表
 - (2) ギ装四面図
 - (3) 付属品・装備品及びその取付配置図
 - (4) 配線図
 - (5) その他、発注者が指示するもの
- 2 本仕様書及び承認図書に基づく過程において、ギ装上又は進行に伴う諸般の事由により不具合が生じた場合は、その内容を速やかに発注者に連絡し、担当者の指示に従うものとする。なお、変更に係る内容等については、双方が協議の上、確認書等を取り交わし誤りのないようにすること。
- 3 検査は、中間検査及び完成検査とし、工程表に基づいて発注者が適当と判断する時期に、担当者が立会の上、本仕様書及び承認図書、打合せ記録等に基づいて実施する。なお、検査は、受注者側の日本国内工場（代理店含む）において実施するが、その内容等は次のとおりとする。
 - (1) 中間検査は、製作中の車両における組立状況、付属品及び装備品とその取付状態の確認とし、検査での結果に対する評価を付すまでを内容とする。
 - (2) 完成検査は、製作した車両における総合的な検査を内容とし、結果に対する評価を付すまでを内容とする。

(3) 受注者は、評価により不合格とした箇所については、速やかに修理・修復し、再検査を受けること。

4 受注者は、納入時に必需書類のほかに、次のものを提出すること。

(1) 完成車両の写真（カラー）

ア 斜め（概ね 40 度）からの前後の左右面 各 1 枚

イ 両側面及び前後 各 1 枚

(2) 車両、付属品及び装備品の取扱説明書 各 1 部

(3) 自動車検査証、リサイクル券（A・B・C） 各 1 部

(4) 自動車損害賠償責任保険証明書 1 部

(5) 納品書及び内訳書 各 1 部

(6) 保証書、その他受注者が必要とするもの 必要数

5 検収は、陸運支局の新規登録（事業者用（営業）登録とする）等検査に合格後、発注者が本仕様書及び承認図書、打合せ記録等に基づく内容、作動状況等の検査を実施し、良好と認めた後、受注者から車両等を受領して完了とする。

第3 車両及び車種

1 シャシは、機関、車体強度、車体安定性等の各性能に優れ、発注者の仕様により登録される車両総重量に常時耐えられるもの又は強化されたものとし、次の諸元に該当する新車の中から採用するものとする。ただし、製作に着手する以前にシャシ等が改良変更された場合には、新規のものを採用することとする。なお、シャシに付属する取付装備品は、メーカー公表の標準装備品によるものとする。

<参考製品> 日産：キャラバン（マイクロバス） トヨタ：ハイエース（コミューター）

※同等品可

2 車両は、省燃費と環境に配慮し、最新の排出ガス規制に適合したガソリンまたはディーゼル仕様とし、主要諸元は次によること。

ア エンジン

(ア) 総排気量 2,400cc 以上

(イ) 最高出力 95kw（129Ps）以上

イ 駆動方式 2WD（後輪駆動方式）

ウ 変速装置 オートマチックトランスミッション

エ 車両寸法

(ア) 全長 5,400mm 以下

(イ) 全幅 1,900mm 以下

(ウ) 全高 2,300mm 以下（アンテナ除く）

(エ) ホイールベース 2,900mm 以上

オ 車内寸法

(ア) 室内長 4,200mm 以上

(イ) 室内幅 1,690mm 以上

(ウ) 室内高 1,600mm 以下

カ 車両重量 2,300kg 以下

キ 乗車定員	14 人
ク 最小回転半径	6.3m 以下

3 車種は、次によること。

- ア 衝撃吸収ボディ構造であること。
- イ ABS（4 輪アンチロックブレーキシステム）装置を有していること。
- ウ AEB（衝突被害軽減ブレーキ）装置を有していること。
- エ 運転席に、SRS エアバッグシステムが装着されていること。
- オ 電気装置は、直流 12V のマイナスアース式であること。
- カ 充電装置（オルタネーター）は、12V－100A 以上であること。
- キ 運転席及び助手席のドアミラーは、電動格納式であること。
- ク スライドドア、リヤサイド及びバックドアの窓は、UV カット断熱プライバシーガラスが装着されていること。
また、運転席側セカンドシート及び運転席側荷室には、スライドサイドウインドウが設けられていること。
- ケ ヘッドランプは、オートレベライザー付 LED であること。
- コ 上空から見下ろした自車の映像を、カーナビゲーションに映し出す機能が搭載されていること。映像は、トップビュー、フロントビュー、サイドビュー、バックビューの 4 シーンの確認が可能であること。
また、自車周囲に歩行者や移動物を検知した場合、車内のディスプレイへ表示されるとともに、警報ブザーにより運転手に注意を促す機能が搭載されていること。
- サ リヤクーラー及びリヤヒーターが装着されていること。
- シ フロントバンパー及びリヤバンパーは、カラードバンパーであること。
- ス フロントグリル及びバックドアフィニッシャーはメッキ仕上げであること。
- セ スライドドア及びバックドアには、オートクローガー機能が設けられていること。

第 4 車両付属品及び車両装備

- 1 車両の付属品及び装備は、別表 1「車両付属品及び車両取付装備品及び改造」のとおりとし、取付費用も含む。また同等品とする場合は、発注者の承認を得られたもののみとし、製品にかかる性能・規格の公示仕様書、定価証明、互換する製品の比較に関する書面を事前に添付すること。
- 2 本件とは別に、運転席の脇（助手席側）に小型化した IC 運賃収受器及び IC 運賃収受器にかかる付属機器（整時装置、ハーネス、運賃箱）を、乗降口に IC 乗車リーダーを調達・架装する発注を行う。車両登録前にこれらの機器を設置できるよう当該受注者と必要な調整を行うこと。なお、これら機器類の本体費用及び取付費用は本仕様書には含まないものとする。
- 3 その他、一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）としての運行の用に供するため必要な改造及び装備を行うこと。

第 5 定員及び座席

- 1 定員 10 人以内（14 人乗りを 10 人乗りに改造）
- 2 座席 運転室座席 1 座 ※助手席は設置しない
荷室座席（2 列目シート） 0 座

荷室座席(3列目シート)	2座	※運転席側に配置
荷室座席(4列目シート)	3座	※運転席側に2座、助手席側に1座配置
荷室座席(5列目シート)	4座	とする。

詳細については発注者と別途協議すること。

第6 外装及び内装

1 外装ラッピング

- ・車両正面：全面インクジェットシート貼り、一部カットティングシート貼り
- ・車両両側面（窓含む）：全面インクジェットシート貼り、一部カットティングシート貼り
- ・車両背面：全面インクジェットシート貼り、一部カットティングシート貼り
- ・車両天井面：一部カットティングシート貼り
- ・ミラー等突起部分（計測機器周辺は除く）：インクジェットシート貼り、一部カットティングシート貼り

車両のデザインは別紙2「車両の概略デザイン図」を参考にすること。

詳細については発注者より別途指示を行う。

2 内装ラッピング

- ・運賃收受機周辺：全面インクジェットシート貼り、一部カットティングシート貼り
- ・乗降扉周辺：インクジェットシート貼り、一部カットティングシート貼り

詳細については発注者より別途指示を行う。

3 ボディカラー

黒系統色

詳細については発注者と別途協議すること。

第7 補則

- 保証期間は納入日から1年間（積載機器、付属品等で、保証期間が1年よりも長期設定されているものについては、その期間とする。）とするが、保証期間経過後といえども、設計、使用資材、ぎ装等における不備・欠陥、これらに起因する故障、破損等の一切は、受注者側の責任において速やかに修理、修復又は交換を行うこと。
- 納入期限については、令和9年3月31日（水）までとする。※早期の納品に努めること。
- 納入場所は、岡山市内（発注者の指示するところ）とする。
- 受注者は、発注者及び使用者に対し、安全に運用するための操作・技能についての説明を行い、安全に対する提言と点検整備に必要な情報を提示すること。
- 本仕様書に基づく手続き、車両の登録に係る手続き等の諸費用は、すべて受注者側の負担とする。ただし、自動車税、自動車損害賠償責任保険料は、発注者の負担とする。
- 担当者 交通政策課 地域公共交通推進室 担当 長谷川・山縣・黒川 （086-803-1376）

※参考製品以外の製品で見積もる場合は、公告文に示す仕様書質問期間内に仕様書質問方法（FAXまたはEメール）によりカタログ等添付の上、同等品認定を申し出ること。定価、形状、機能など検討の上、採否を認定します。後継機種で見積もる場合においても同様に提出・承認を受けること。（必要に応じて担当者までカタログ・見本等を持参することを可とする。）

回答は、入札・契約ホームページに掲載する。

※落札後、納品までに参考製品（認定した同等品を含む）の後継機種が発売され、後継機種を納品する場合には、必ず担当課に確認を取り、了承を得たうえで納品すること。

別表 1

車両付属品及び車両取付装備品及び改造

番号	品名 及び 改造	型番	数量	備 考
1	オートスライドドア機能	—	一式	挟み込み防止機能付
2	滑り止め付き床材	—	一式	
3	乗降口踏段滑り止め加工	—	一式	
4	乗降口足元灯	—	一式	
5	コミュニケーションボード（筆談用）	—	一式	
6	法定表示銘板セット	—	一式	危険物持込禁止、出口札、お願い札、禁煙、乗降注意ラベル
7	SOSボタン	—	一式	
8	名札差し	—	一式	3連タイプ
9	降車ボタン	—	一式	5箇所取付
10	運転席停車ランプ	—	一式	リセットスイッチ 制御ユニット取付
11	内照式アクリル行灯	—	一式	フロントガラス上部への取り付けを想定 表示部のサイズは幅430mm×高さ100mm程度 LED使用、透明アクリル板に文字等を印刷
12	LED式乗降中表示灯	—	一式	バックドアナンバープレート左側に取付
13	機器BOX取付	—	一式	センター&サブコンソールを取外し&廃却 運賃箱設置や電装品を収納するための機器BOXを製作 電圧変換器（12V→24V）、ハーネス取付含む
14	乗降用手すり（左右内側）	—	一式	大型・逆U字型手すり（グリップパイプ無し）
15	アシストグリップ（左右窓上ルーフサイド）	—	一式	左右4個ずつ
16	スライドドアハンドルカバー（内外）	—	一式	
17	運転席助手席フロアマット（ゴム製）	—	一式	
18	プラスチックバイザー	—	一式	
19	カーナビゲーション	—	一式	メーカー純正の機種とする
20	リモコン予備	—	一式	イモビライザー付キー体型
21	三角表示板、非常停止表示板	—	一式	
22	車外スピーカー	—	一式	
23	車内スピーカー	—	一式	
24	マイクジャック	—	一式	
25	マイク	—	一式	
26	AGSメインユニット	クラリオン CA9000AA	一式	音声合成放送装置 イヤホンは耳掛けタイプ
27	系統設定機	クラリオン CK5000AA	一式	CA-9000専用タッチパネル式
28	CA9000/CK5000接続用ケーブル	クラリオン W000ACV0	一式	
29	RS232Cケーブル	クラリオン W0003CV0	一式	
30	サイネージケーブル	クラリオン W0004CV0	一式	
31	GPSアンテナ	クラリオン Z0007CV0	一式	
32	運転席操作器	クラリオン RCA225100	一式	

33	始発ボタン	クラリオン RCA227100	一式	
34	行先・運賃表示器	クラリオン CM2251A	一式	21.5型ワイドモニター
35	配線キット	クラリオン CCA630100	一式	
36	系統設定機設置金具	クラリオン HBT294100	一式	
37	LED方向幕 前面	クラリオン AL420A01	一式	助手席サンバイザー位置へ取付 (サンバイザーの設置は無し)
38	GPS車載器本体	東洋電機製造 IORemoter II	一式	
39	エーミング	—	一式	
40	現金運賃箱	—	一式	助手席側への取り付けを想定 (IC運賃収受器と同スペースへ取付) サイズは幅280mm×奥行き150mm×高さ320mm程度

※型番の記載がある機器等は銘柄指定とする。

別紙 2

車両の概略デザイン図



※車体ラッピングの上に、運行事業者名、車両番号の表示を重ね貼りします。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

令和8年8月17日 付けで公告のあった **路線バス仕様車(乗用車タイプ)**
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4
に規定する者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容は事実と相違ないことを
誓約します。

指 名 停 止 等 措 置 状 況 調 書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者名

岡山市以外の公共機関 から指名停止，指名留 保等の措置を受けてい るかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
---	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

納入物品明細書

令和 年 月 日

申請者 住 所
商号又は名称
代表者名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

路線バス仕様車(乗用車タイプ)

(消費税又は消費税相当額を除く)

メーカー名、品名等	単価	数量	金額(=入札金額)
		2	

※搬入等にかかる費用を含む